

令和6年

12月農業委員会総会議事録

■日時	2024年（令和6年）12月13日（金）16:30～16:53	反訳：西都
■場所	和泉市役所 本館 5-A会議室	速記株式会社
■出席者 （敬称略） （議席順）	<p>[農業委員] 計（11名）</p> <p>1 西川 文三 2 井阪 武範 3 西辻 達佳 4 飯村 りか 5 紀之定清五郎</p> <p>6 山口 一美 7 8 友田 吉春 9 友田 博文 10</p> <p>11 福本 敏行 12 13 森 忠清 14 岡田 如弘</p> <p>[欠席委員] 計（3名）</p> <p>7 井坂 常典 10 辻林 孝幸 12 仲野 充</p> <p>[事務局] 計（5名）</p> <p>藤原美津子 仲野 文三 岸田 忠仁 伊藤 真琴 麓 信也</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第3号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について</p> <p>報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について</p>	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから令和6年12月の農業委員会総会を進めさせていただきます。</p> <p>開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
友田会長	<p>（会長挨拶）</p> <p>農業委員会総会を、これから開催させていただきます。</p> <p>では早速ですが、本日の出席者数を事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>本日の委員会に出席されております委員は11名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は7番井坂常典委員、10番辻林委員、12番仲野委員でございます。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p>
友田会長	<p>それでは、友田会長、議事進行、よろしくをお願いいたします。</p> <p>本日の議事録署名人は、3番西辻達佳委員、4番飯村りか委員の御両名、よろしくをお願いいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p> <p>それでは、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>12月委員会議事日程、議案第1号から議案第3号、報告第1号から報告第3号になっておりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>議案書2ページをお願いいたします。</p>

事務局	<p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転4件に関する申請を、別表のとおり定めるものいたします。</p> <p>議案第1号、1番、観音寺町の物件につきまして事務局から説明願います。</p> <p>事務局の伊藤でございます。</p> <p>議案書3ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は、観音寺町で、地目は、田1筆、面積は1,090㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から300m、徒歩で2分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人は耕運機などを保有しており、農業従事日数は200日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、「現状のまま、農薬の使用方法を変えずに耕作するため、周辺地域に支障はありません。」とのこと。</p> <p>続きまして、地区担当の井阪武範委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「現地確認を行い、水稻及び野菜を栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で水稻及び野菜を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p>
友田会長	<p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件につきまして、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしということで、議案第1号、1番については許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第1号、2番、唐国町三丁目の物件について事務局から説明願います。</p> <p>2番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は、唐国町三丁目で、地目は、田3筆、面積は合わせて1,060㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から4.5km、車で15分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人はトラクターなどを保有しており、農業従事日数は150日以上で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、「農薬使用について散布時は、周辺の農地に</p>

友田会長	<p>支障のないように営農いたします。」とのことです。</p> <p>続きまして、地区担当の山本委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で水稻栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしということで、議案第1号、2番については許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第1号、3番、唐国町三丁目の物件について事務局から説明願います。</p> <p>3番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は、唐国町三丁目、地目は、田2筆、畑1筆、面積は合わせて1,886㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から4.5km、車で15分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人はトラクターなどを保有しており、農業従事日数は200日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、「農薬使用について散布時は、周辺の農地に支障のないように営農いたします。」とのことです。</p>
友田会長	<p>続きまして、地区担当の山本委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「現地確認を行い、野菜を栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で野菜を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>

事務局	<p>す。</p> <p>続きまして、議案第1号、4番、唐国町三丁目の物件について事務局から説明願います。</p> <p>4番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は、唐国町三丁目、地目は、田2筆、面積は合わせて2,069㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。</p> <p>申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から100m、徒歩で1分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人はトラクターなどを保有しており、農業従事日数は200日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、「農薬使用について散布時は、周辺の農地に支障のないように営農いたします。」とのことです。</p> <p>続きまして、地区担当の山本委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で水稻栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第1号、4番については許可することに決定いたします。</p> <p>議案書4ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、所有権の移転1件に関する申請を、別表のとおり定めるものいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号、1番、池田下町の物件について事務局から説明願います。</p> <p>事務局の岸田でございます。</p> <p>議案書5ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は、池田下町、地目は、畑2筆、面積は296㎡、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。</p> <p>申請地は、住宅、公益施設等が連たんしている区域にある農地であるため、第3種農地と判断されます。</p>

	<p>転用目的は露天駐車場で、譲受人は障害者福祉・介護福祉事業を営んでおり、事業拡大に伴い、申請地の一部を介護タクシー2台、送迎用ワゴン車1台、従業員用の駐車場4台の駐車場として利用し、残りを譲受人が代表を務める別法人が、中古車販売事業で使用するために必要な乗用車3台、普通貨物車2台分の駐車場に転用するものです。</p> <p>続きまして、地区担当の山口委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「申請地は現在、保全管理されている農地である。申請地を転用することにより周辺農地及び水路等への影響はないと認められる。譲渡人及び譲受人に確認したところ、申請内容に間違いはなく、譲受人は許可後速やかに転用するとのことで、調査の結果、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件につきまして、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしということで、議案第2号、1番については許可やむを得ないということで、大阪府に報告いたします。</p> <p>続きまして、議案書6ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号第18条）の規定による農用地利用集積計画2件を、別表のとおり定めるものといたします。</p>
事務局	<p>議案第3号、1番、池田下町の物件について事務局から説明願います。</p> <p>議案書7ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は、池田下町で、地目は、田2筆、面積は合わせて634㎡でございます。</p> <p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の山口委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現在は休耕地であり、貸し手・借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で水稻栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件につきまして、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第3号、1番については許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号、2番、尾井町の物件について事務局から説明願います。</p> <p>2番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は、尾井町で、地目は、田1筆、面積は1,560㎡でございます。</p> <p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の坂上委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸し手・借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で水稻栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしということで、議案第3号、2番については許可することに決定いたします。</p> <p>次に、報告案件に移ります。</p> <p>議案書8ページをお願いします。</p> <p>報告第1号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条6第1項の規定の適用を受けた特例農地の利用状況1件について、別表のとおり確認しましたので報告いたします。</p> <p>議案書9ページを御参照ください。</p> <p>続きまして、議案書10ページをお願いします。</p> <p>報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用2件を、専決により受理したので、別表のとおり報告いたします。</p> <p>議案書11ページを御参照ください。</p> <p>次に、議案書12ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転1件を専決により受理しましたので、別表のとおり報告いたします。</p> <p>議案書13ページを御参照ください。</p> <p>以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。</p> <p>何か皆さん、意見ございませんか。</p> <p>終わりましたでしょうか。</p>

それでは、農業委員会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

閉会時間 16時53分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員
